

平成22年度 学校経営方針

平成22年 4月 2日

京田辺市立田辺小学校
校長 東 壽 亮

1 学校づくりと教育創造の方向

教育は「子どもをよくすること」であり、「未来に生きる人間を育てることを通して未来をつくる営み」であるとの基本認識のもとに、22年度田辺小学校の学校づくり・教育創造を教職員48名で始める。

田辺小学校は、先輩諸先生、保護者、地域の皆様をはじめ多くの人々の願いや努力を大切に築かれた、今年137年目を迎える有形・無形の歴史と伝統のある学校としてある。

私たちはこの教育財産を大切にしながら、今日的な教育課題に果敢に取り組む教育実践の中で、子ども一人一人を大切に、主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指すものである。その学校づくりの方向は、子どもにとっては、「行きたくなる学校」、保護者や地域の人々にとっては、「行かしたくなる学校」、教職員にとっては、「やりがいのある学校」として、一層「信頼される学校」になるよう全力を尽くしたい。

今年度は、学習指導要領の23年度全面実施に向けての取組を深め、円滑な移行の準備をしていく。また、校舎の耐震補強工事が継続する中で、児童・保護者に各種の不安が起こらないよう指導や説明もきめ細かく行い、更に工事により制限される活動を工夫することにより、逆にプラスにしていく必要がある。その中で、20年度に設置した学校関係者評価委員会等による地域の支援や協力を得ながら、地域・保護者から一層信頼される学校づくりを推進する。また、18・19年度の「京の子ども夢・未来校(心の教育)」の指定研究の成果を継続・充実し、今までの教育実践の蓄積、学校評価から見る改善点を踏まえ、実態 - 取組 - 検証 (効果測定) のサイクル化を重視した実践研究が大切となる。

本校では、「新しい時代を拓く教育」の確かな教育内容づくり・「教育創造」を深め、子どもを中心におきながら、教職員の英知と実践を結集し、協働した取組に最善の努力と情熱をささげたい。

学校づくり・教育創造を具体的に実践化する上で大切にしたい基本方針と主な努力事項を次のように考える。

1 基本方針と主な努力事項

- (1) 本校の教育財産を大切にしたい信頼される学校を目指し、設定した学校教育目標、求める児童像の具現に努める。

めざす学校像

信頼される学校

- (1) 学力など生きる力をつける学校
- (2) 楽しく心ふれあう学校
- (3) 一人一人を大切にする学校
- (4) 安心・安全な学校
- (5) 特色ある開かれた学校

学校教育目標

一人一人の個性を伸ばし、ひとりだちできる子どもの育成

求める児童像

(1) じょうぶな子 (体、心) (自立・共生)	からだづくり (健康や体力)	生きる力
(2) かんがえる子 (チャレンジ)	学力づくり (確かな学力)	
(3) やさしい子 (共生)	生き方づくり	
(4) はたらく子 (自立)	(豊かな人間性)	

求める児童像の要点

た	たくましいからだと心 (からだづくり)
な	なかよし (生き方づくり)
べ	べんきょう (学力づくり)
っ		
子		

中心研究主題

ひとりだちできる た・な・べっ子をめざす指導のあり方

- (2) 京都府教育委員会の「指導の重点」、「京の子ども、夢・未来 プラン21」や京田辺市教育委員会の「教育の方針」を踏まえ、その具体化による公教育の推進に努める。

新しい時代を拓く教育の推進	
○学力の充実・向上	○豊かな心の育成
○信頼される学校づくり	○家庭・地域社会との連携

- (3) 一人一人の子どもを大切に、「質の高い学力（言語活動の充実等）」、「豊かな人間性（心の教育のかなめとした道徳教育）」、「健康や体力（心身の健康と体力づくり）」などの「生きる力」の育成に向け、学校・学年・学級、研究推進部・3プロ体制、各分掌等による機能的・組織的な運営と、研究主題に迫る研究実践に努める。また、新しい学習指導要領への移行を積極的に進める。

- 学校教育目標、求める児童像、研究主題に迫る具体的な筋道や方策（目標・取組・手だて、評価、検証方法等）の学年・学級・プロ・分掌毎の設定と組織的な実践の充実
- 事前の連絡・調整により、学校経営的な観点からの効率的な企画と会議運営
- 学習指導要領の移行内容についての指導の充実を図る。
- 児童理解を深め、個に応じた指導や家庭との連携の充実

- (4) 「京の子ども夢・未来校指定校」、「スクールサポート推進事業」の成果を継承し、その充実した研究実践を進め、教育活動の活性化に努める。また、本校教職員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間性、広い社会性、高い専門性を身につけるため、計画的な研修に努める。

- 授業改善を具体的に進め、学力向上・個性を生かす授業の充実
 - ・少人数授業の充実（習熟度別、T Tなど指導方法や形態の工夫等）
 - ・家庭学習の支援内容の明確化、田辺小プランの充実と活用
- 心の教育の充実を道徳教育をはじめとした教育活動全体を通じて行う。
- 小中学校連携を工夫し、指導と評価の一体化を意識した学習効果を高める授業
- 授業研究の実施と日常的、主体的、計画的な研修（センター研修等公的研修への積極的参加）の充実
- 幼小連携での取組やPTAの「親のための応援塾」を進め、就学前と小学校とのつながりをスムーズにしていく取組

- (5) 「生命尊重」の指導、児童への安全指導と学校の危機管理体制の徹底を図り、児童の健康で安全な生活の確保に努める。

- 安心・安全な学習環境づくり（防犯・避難訓練、門扉の開閉、施錠、関係機関との連携等）の取組と危機回避能力等の育成
- 食に関する指導や健康診断結果の活用、運動経験を通じた体力づくりの取組

- (6) 一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育や基本的人権を尊重する心をはぐくみ、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けた実践的態度を育成する人権教育の充実に努める。

- 特別支援教育への理解を深め、個別の指導計画の作成や指導方法の工夫改善や就学指導委員会、校内委員会の一層の充実
- あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度の育成
- 指導資料を活用した授業の工夫

- (7) 生徒指導の三原則を学級づくりの基盤とし、不登校・いじめの未然防止と解決に組織的に取り組むとともに、生徒指導の機能を生かした授業などに努める。

- 児童相互、児童と教師の心のふれあいを大切にして信頼関係を深め、基本的な生活習慣を確立
- 不登校・いじめ・児童虐待などの未然防止と早期発見に努め、その解決に向けた教育相談活動や個別の指導計画による指導の充実

- (8) 全教職員、保護者、さらに学校関係者等による学校評価を行い、学校教育の活性化と改善に活用し一層開かれた学校として「公開と説明責任」を果たすことに努める。また、教職員評価制度を活用し、職責の遂行と自己の資質能力の向上に努める。

- 自己評価と学校関係者評価の結果公表を行い学校改善に活用
- 保護者、地域への学校公開（授業、行事等の公開、学校・学年だよりの配布、ホームページの更新、学校公開日の設定等）
- 学校説明会、懇談会等の実施、学校評議員制度の活用、民生児童委員等との連携
- 地域の自然や人材等を積極的に活用した教育の推進や、児童を育てるネットワークづくりなど地域連携への積極的な参加と協力支援
- 教職員評価制度を活用し、学校目標を達成するために組織目標と個人の目標を関連づけた取組

- (9) 教育公務員としての自覚のもとに、児童、保護者、地域の人々の信託と期待に応えるため、実践的指導力の向上に努めることはもとより、体罰の禁止、個人情報を含む適切な文書管理などの服務規律厳守の徹底に努める。

- 特に体罰の禁止、文書管理・個人情報の適切な管理（文書規定による扱い）、セクシュアルハラスメント・交通事故の防止、公金の適切な扱いと現金を扱わない工夫など

- (10) 生涯学習の基盤を培う視点から、家庭・地域社会との行動連携・融合を積極的に進め、学校・家庭・地域社会の教育力を一層生かし、高めることに努める。